

不当な取引への対応に関して加盟店が遵守すべき事項

令和 1 年 7 月 19 日
株式会社 ライトスタッフ

第一章 総則

(目的)

第一条 この「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」(以下「本遵守事項」という。)は、平成 31 年度政府予算に盛り込まれた「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「本事業」という。)において、「加盟店登録要領」(以下「登録要領」という。)に付随して、加盟店登録を受けた中小・小規模事業者(以下「加盟店」という。)が本事業における不当な取引を抑止し、防止し、又は不当な取引への円滑な事後対応を行うために遵守すべき事項を定めることを目的とします。

(定義)

第二条 本事業における「会員」とは、キャッシュレス決済事業者すなわち株式会社ライトスタッフ(以下「当社」という。)からキャッシュレス決済手段の発行を受け、当該キャッシュレス決済手段を用いて、商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける者をいいます。

2 本事業における「加盟店」とは、当社からキャッシュレス決済手段の提供を受け、当該キャッシュレス決済手段を用いて、商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する事業者をいいます。

3 本事業における「不当な取引」とは、次に掲げるものをいいます。

一 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

二 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

三 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

四 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

五 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること

六 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

七 その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会(以下「補助金事務局」という。)が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

(留意事項)

第三条 本遵守事項は、登録要領に付随して、本事業における不当な取引への対応について特別に規定したもので、この登録要領に規定する不当な取引の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日)(以下「補助金適化法」という。)、補助金事務局が定める交付規程、公募要領その他の規程に照らして不適切なものについては厳正な措置がなされます。

第二章 加盟店の義務

(遵守)

第四条 加盟店は、当社を通じての補助金事務局への登録に際して、本遵守事項を遵守する旨誓約しなければなりません。

- 2 登録要領に基づいて登録された加盟店は、本遵守事項の規定を遵守しなければなりません。
- 3 加盟店が本遵守事項に違反した場合には、補助金事務局および当社は、当該加盟店の登録を取り消すことができるものとします。

(加盟店による不当な取引を行った者への制裁根拠の具備及び予告)

第五条 当社は、加盟店に帰責する不当な取引が発生し、又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、当該加盟店での決済に対して消費者還元がなされないよう必要な措置をとり、当該加盟店に提供するキャッシュレス決済手段の使用を停止し、国、補助金事務局又は決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を当該加盟店に請求することができることとします。

- 4 補助金事務局は、前項の規定に基づき当社が備える規定が、加盟店規約、ウェブページでの告知又は民法の規定といった如何なる形態をとるかに関わらず、キャッシュレス決済手段の停止又は損失額に相当する金額の加盟店への請求を行うものとします。

(加盟店による不当な取引の検知)

第六条 加盟店は、次の各号に掲げる事項についてのモニタリングを含め、第二条第三項各号の不当な取引であることが疑われるものを検知するために必要な措置を講じるものとします。

- 一 決済金額
- 二 決済件数
- 三 決済頻度
- 四 キャンセル取引の発生状況
- 五 その他補助金事務局が適当と認める事項

- 2 加盟店は、当社に対し、その求めに応じて、不当な取引の内容について報告しなければなりません。

(不当な取引であるか否かの判断)

第七条 加盟店は、対象となる取引が不当な取引であった蓋然性が高いと判断する場合には、当社に当該取引について通報しなければなりません。

- 2 前項の通報を行った加盟店は、追加調査やキャッシュレス決済手段の使用の停止等、当該通報に伴い加盟店が行うべき事項に関する当社に協力するものとします。

(当社による不当な取引を行った者への対応)

第八条 当社は、調査その他の方法により加盟店に帰責する不当な取引を確認し、又は補助金事務局から指示を受けた場合には、当該加盟店での決済に対して消費者還元がなされないようA型決済事業者への連絡（補助金事務局を通じたものを含む。）その他の必要な措置をとり、当該加盟店に対して加盟店手数料補助に基づく利益を得させないようにし措置をとるものとします。また当該加盟店に対して提供するキャッシュレス決済手段の使用を停止させるものとします。

(不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携の仕組みの構築)

第九条 加盟店は、調査その他の方法により不当な取引を行った会員を確認した場合に、更なる不当な取引の発生を防止するため当社と情報連携の仕組みの構築に協力するものとします。

- 2 加盟店は、会員が不当な取引を行った場合には、次の各号に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を補助金事務局及び当社並びにその委託先に共有することについての同意するものとします。
 - 一 社名（個人事業主にあつては事業主名）

- 二 代表者名
- 三 代表者生年月日
- 四 設立年月日
- 五 当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
- 六 当該社及び不当な取引が行われた店舗の住所
- 七 不当な取引を行った事実
- 八 振込先銀行口座番号

(不当な取引が発生した場合の損失分担の取り決め)

第十条 第二条第三項各一号から第六号までに規定する不当な取引が発生した際に、補助金事務局が当社に対して補助金適化法、交付規程又は公募要領に基づいて当該不当な取引に係る補助金の既交付額について返還請求した、又は既に行った加盟店手数料引下げの原資を交付しない場合には、当社は、不当な取引に係る当該加盟店に対して、可能な限り、これによって被る損失の相当額を請求するものとします。

第三章 雑則

(改正)

第十一条 本遵守事項は、本事業開始後の不当な取引の発生状況等を勘案し、適時に改正するものとします。

2 加盟店は、前項の改正後の本遵守事項について、遵守する旨誓約したものとみなします。

(ガイドライン等)

第十二条 加盟店は、補助金事務局が本遵守事項の規定内容を更に具体化するためのガイドライン又は手引き等を別途作成等によって具体化された内容についても遵守しなければなりません。